

役員および評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会の定款第8条および第22条の規定に基づき、役員および評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）および手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給される役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表第1に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の理事および監事に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事および会長に対する報酬の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日または祝日の場合は、賃金規程第3条の規定に準じて支給する。

- 2 会長を除く非常勤の役員および評議員に対する報酬は、理事会または評議員会への出席など、役員等としての業務に従事した都度支給する。ただし、

本人の同意を得て、業務にあたった翌月25日に支給することができる。その日が土曜日、日曜日または祝日の場合は、第1項の規定の例により支給する。

- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、交通費、旅費を支給するものとし、その支給については、旅費規程に基づくものとする。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって交通費、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月16日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は廃止する。
社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会会長等報酬規程（平成26年8月27日）
社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会役員等の費用弁償規程（平成26年5月24日）
- 3 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

| 役職名 | 報酬の額 |
|------|--|
| 常務理事 | 月額341,000円以内とする。 賞与を支給する場合は、年間3.90月以内とする。 |

別表第2（非常勤の役員の報酬）

（1）会長

| 会長の報酬 | 月額 |
|--------------|---------|
| 内部的・対外的な業務執行 | 30,000円 |

（2）理事（会長を除く）

| 理事（会長を除く）の報酬 | 日額 |
|--------------|--------|
| 理事会等への出席 | 3,000円 |

（3）監事

| 監事の報酬 | 日額 |
|---------------|--------|
| 監事監査、理事会等への出席 | 3,000円 |

別表第3（評議員の報酬）

| 評議員の報酬 | 日額 |
|-----------|--------|
| 評議員会等への出席 | 3,000円 |

（4）報酬額の総額

金6,070千円